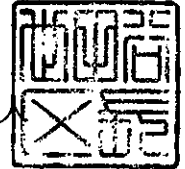


諮問第944号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太 様

世田谷区長  
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第8条第2項第6号、第12条、第15条第1項第4号、第16条第1項第4号、第17条第4項及び第18条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

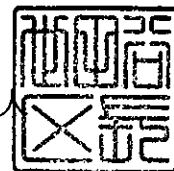
#### 記

「母子支援業務」、「生活保護業務」、「児童相談所業務」、「高齢者・障害者保健福祉業務」及び「介護保険業務」における個人情報の「臨時特別給付金業務」への目的外利用並びに「臨時特別給付金業務」における個人情報の本人外収集並びに「臨時特別給付金業務」における個人情報の外部提供並びに「臨時特別給付金業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録並びに「臨時特別給付金業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置並びに「臨時特別給付金業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(臨時特別給付金事業の実施)

諮問第945号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(障害支援区分認定調査等におけるクラウド上のオンライン会議の活用及び電子メールの利用)

# 諮問第945号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(障害支援区分認定調査等におけるクラウド上のオンライン会議の活用及び電子メールの利用)

令和3年12月24日  
各総合支所保健福祉センター保健福祉課  
障害福祉部障害施策推進課

## 《事業の概要》

障害支援区分認定調査(以下「認定調査」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを受給する際に必要となる、障害支援区分を判定するために実施するものである。なお、障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものである。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、認定調査や相談業務を行うことが困難な状況にある。

このような中で、認定調査や相談業務をオンラインで行うことにより、感染症の拡大時等直接対面が困難な状況においても、区民は円滑に障害福祉サービスを受給することができるようになる。

以上のことから、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機及び区民の電子計算機を回線結合する必要がある。

## 第1 外部の電子計算機との回線結合について (クラウド上のオンライン会議の活用)

### 1 回線結合する理由

インターネットを活用しリアルタイムに相談等を行うためには、インターネット上に構築されたクラウド型の会議システム(以下「会議システム」という。)の中の区が主催する会議室(以下「会議室」という。)にセキュリティを設定し、双方がこの会議室に接続することにより、安全に画像を含む通信を実現することができる。

これらの機能を実現するために、区のインターネット接続用端末機とクラウドサービス提供事業者が提供する電子計算機を回線結合する必要がある。

### 2 回線結合の相手方

会議システムを提供するクラウドサービス提供事業者

### 3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

オンラインによる認定調査、相談等のケースワークへの参加に同意した区民及びその他同席するのが望ましいと区が判断した関係者

### 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

概況調査等に係る情報（氏名、住所、生年月日、障害者手帳等級、難病疾病名等）、認定調査に係る情報（移動や動作に関する項目（寝返り、起き上がり、座位保持等）、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（食事、口腔清潔、入浴等）、意思疎通等に関連する項目（視力、聴力、コミュニケーション等）、行動障害に関連する項目（被害的・拒否的、作話、感情が不安定等）、特別な医療に関連する項目（点滴の管理、透析、酸素療法等）、メールアドレス、参加者ID、パスワード、肖像、発言内容

#### (2) 件数（予定）

約400件

### 6 回線結合の方法

- (1) 区は、事前に区民への電話等により、オンラインでの認定調査又は相談業務への参加について同意を得て、メールアドレス等を取得する。
- (2) 区において、オンライン会議室を開設する日付、開始時刻、終了時刻を設定する。
- (3) 本人の同意のもと収集した区民のメールアドレスに対して、区は設定した会議室の開始日時、会議室へのURL、参加者ID及びパスワードを送信する。
- (4) 指定の日時に、区と区民の双方がクラウドサービス提供事業者の会議システムに接続し、区が設置した会議室において認定調査又は相談業務を実施する。

### 7 相手方の個人情報の保護管理体制

クラウドサービス提供事業者は、「SOC2(TypeII)」、「FedRAMP」、「GDPR、CCPA、COPPA、FERPA及びHIPAA準拠(BAA含む.)」、「プライバシーシールド認定(EU/US)」など、ICT業界やセキュリティ機関からの高い評価や認証を受けており、適切な認証や暗号化の設定、セキュリティーポリシーの遵守など本人の同意に基づいた最低限の個人情報の適切な保護と利用に努めている。また、活動する地域で適用される、個人情報の保護とプライバシーに関する法、規則及び規制に準拠している。

## 8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準並びに各総合支所保健福祉センター保健福祉課及び障害施策推進課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

また、個人情報の有無に関わらず、面接・相談の記録は、別途、紙台帳や庁内のシステムによって行い、本システムには記録しない。さらに、調査や相談の案内に利用したメールアドレス、会議室のURL等は、他の連絡には用いず、その都度消去する。

## 9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年1月から継続して行う。

## 第2 外部の電子計算機との回線結合について (電子メールの利用)

### 1 回線結合する理由

会議システムの会議室のURLは、第三者に記憶や推測をされないように、入力しづらい不規則な長い桁数の英数字(77932721778?pwd=0E1QZHqc2MyUFR2dVo1dID15NGVIz09等)で構成されている。これらを電話、文書によって提供した場合、伝達ミスや入力ミス(1とlと1、0と0など)が頻繁に発生し、適切な時間内に面接や講習を開催できないため、電子メールでURLをリンクとして送信する必要がある。

このため、事前に本人の同意のもとメールアドレスを収集し、区のインターネット接続用端末から、作成した会議室のURLを記録した電子メールを区民あてに送信する。

### 2 回線結合の相手方

区が登録するメールサーバー

### 3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と区民の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

第1の4のとおり

### 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

・区民からの情報

氏名、メールアドレス

・区からのメール

参加者ID、パスワード、日時

( 2 ) 件数 ( 予定 )

第 1 の 5 ( 2 ) のとおり

6 回線結合の方法

インターネット回線により、参加者に電子メールを送信する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

電子メールの送信にあたっては、内容を会議室への参加の情報に限定すること、参加者からの返信は行わないこととし、これらを遵守する。

8 区の個人情報の保護管理体制

第 1 の 8 のとおり

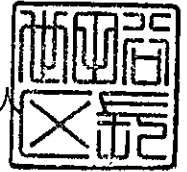
9 回線結合の開始時期及び期間

第 1 の 9 のとおり

諮問第946号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「介護保険業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(クラウド上のオンライン会議の活用)

# 諮問第946号

「介護保険業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(クラウド上のオンライン会議の活用)

令和3年12月24日  
高齢福祉部介護保険課

## 《事業の概要》

区ではこれまで、介護保険制度のサービス提供事業所や介護保険施設(以下「事業所等」という。)における関係法令、基準に則った適切な事業の運営やサービスの質の確保のため、その運営事業者に対する実地指導を行ってきた。

しかし、新型コロナウイルス感染者の日本国内での発生以降、実地指導は感染拡大のリスクを伴うことから、書面による確認と電話によるヒアリングを中心とした指導を実施しているが、書面確認や電話による指導では事業者の基準の正しい理解にまで至らないケースも多く、実地指導の代替措置として十分な効果を得られているとは言い難い状況である。また、厚生労働省からは、実地指導において利用者へのサービス提供状況を具体的に把握し、事業者へ必要な指導をすることは、利用者保護及びサービスの質を確保するうえで重要な機会となることから、新型コロナウイルスの影響下においても感染拡大防止に配慮しつつ柔軟に実施するよう求められている。

このような中で、区は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況に加え、新たな感染症や災害等の発生により、従来手法による実地指導が困難となる状況も想定し、オンラインを活用しての実地指導に準じた指導を実施できる環境を構築する。

以上のことから、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合する。

## 1 回線結合する理由

インターネットを活用しリアルタイムに指導を行うためには、インターネット上に構築されたクラウド型の会議システム(以下「会議システム」という。)の中の区が主催する会議室(以下「会議室」という。)にセキュリティを講じた上で、双方がこの会議室に接続することにより、安全に画像を含む通信を実現することができる。

これらの機能を実現するために、区のインターネット接続用端末機とクラウドサービス提供事業者が提供する電子計算機を回線結合する必要がある。

なお、実地指導においては、必要に応じて利用者の個別対応事例の確認により、適正なサービス提供の有無等を確認することとなり、以前に包括的に審議をいただき以後は報告事項として承認された令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議



会諮問第884号の条件である「傍聴や議事録等の公開が可能な会議等」を超えるため、今回諮問するものである。

## 2 回線結合の相手方

会議システムを提供するクラウドサービス提供事業者

## 3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

事業所等のサービスを利用している者及びその家族並びに事業所等の職員

## 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

### (1) 個人情報の項目

サービス利用者及びその家族

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、介護保険被保険者番号、家族状況、心身の状況(既往歴、要介護度等)、生活状況、サービス利用状況、その他会議中の発言及び使用する資料に記載される個人情報

事業所等の職員

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、保有資格、学歴、職歴、その他会議中の発言及び使用する資料に記載される個人情報

### (2) 件数(予定)

指導対象となる事業所等数 70件程度(年間)

## 6 回線結合の方法

(1) 区は、事業所等管理者への事前の電話連絡、事業所等運営法人代表者への通知により、オンラインの会議室を開設する日付、開始時刻を連絡・調整する。

(2) 事業所等の管理者より収集した業務用のメールアドレスに対して、区は設定した会議室の開始日時、会議室へのURL、参加者ID及びパスワードを送信する。

(3) 指定の日時に、区及び事業所等との双方がクラウドサービス提供事業者の会議システムに接続し、区が設置した会議室において、実地指導に準じた指導を実施する。

## 7 相手方の個人情報の保護管理体制

クラウドサービス提供事業者は、「SOC2(TypeII)」、「FedRAMP」、「GDPR、CCPA、COPPA、FERPA及びHIPAA準拠(BAA含む。)」など、ICT業界やセキュリティ機関からの高い評価や認証を受けており、適切な認証や暗号化の設定、セキュリティポリシーの遵守など本人の同意に基づいた最低限の個人情報の適切な保護と利用に努めている。また、活動する地域で適用される、個人情報の保護とプライバシーに関する法、規則及び規制に準拠している。

8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び介護保険課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

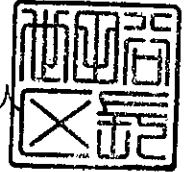
9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年1月から継続して行う。

諮問第947号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「介護保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(第三者行為求償管理処理業務委託の個人情報の項目の追加)

# 諮問第947号

「介護保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(第三者行為求償管理処理業務委託の個人情報の項目の追加)

令和3年12月24日  
高齢福祉部介護保険課

## 1 委託の件名

第三者行為求償管理処理業務委託

## 2 委託の内容

区では、介護保険法第21条第3項の規定に基づき、同項に規定する第三者に対する自動車事故に起因するものに限った損害賠償金の徴収又は収納の事務を東京都国民健康保険連合会(以下「国保連」という。)に委託している。これまでに、情報公開・個人情報保護審議会(諮問第210号、221号及び229号)の承認を得て、国保連に第三者行為の被害者(被保険者)(以下「被害者」という。)の個人情報(氏名、住所、要介護度等)を提供しているところである。

今般、加害者(その者と契約している損害保険会社を含む。)が被害者の介護保険の給付事由と自動車事故との因果関係を否定している場合等に、被害者の要介護認定情報等を用いて、当該因果関係を明確にする必要があることから、被害者の要介護認定情報等を、新たに国保連に提供する。

## 3 諮問の趣旨

本件は、これまで行っている第三者行為求償管理処理業務委託にて取り扱う個人情報の項目を新たに追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

被害者

## 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

### (1) 新たに追加する個人情報の項目

区から委託先へ提供するもの

#### ・認定調査に係る情報

基本情報(申請日、調査実施日等) 身体機能に関する項目(寝返り、座位保持、視力・聴力等) 生活機能に関する項目(食事、口腔清潔、外出頻度等) 認知機能に関する項目(意思の伝達、短期記憶、徘徊等) 精神・行動障害に関する項目(被

害的、作話、感情が不安定等)、社会生活への適応に関する項目(金銭管理、買い物等)、特別な医療に関連する項目(点滴の管理、透析、酸素療法等)、日常生活自立度、特記事項

・主治医意見書に係る情報

医師の情報(氏名・医療機関名等)、最終診察日、意見書作成回数、他科受診の有無、傷病に関する意見(診断名、治療内容等)、特別な医療に関する項目、心身の状態に関する意見(日常生活自立度、認知症の中核症状、身体の状態等)、生活機能とサービスに関する意見(栄養状態、医学的管理の必要性、サービス提供時の留意事項等)、特記事項

委託先が本人(被害者)から収集するもの

なし

区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数

年間2件程度

6 個人情報を取り扱う場所

国保連事務室

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する規程が定められており、個人情報の保護の管理体制が確立している。

(2) 個人情報を含む文書を厳重に保管する施錠できるキャビネットを有する。

(3) 委託業務を自ら執行できる専用の施設を有する。また、入室規制措置を講じている。

(4) 委託業務で取り扱う個人情報について、社内でも業務遂行上必要な者しか情報にアクセスできないように制限を定めている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和3年12月24日から継続して行う。

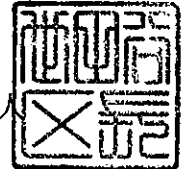
13 委託先（参考）

国保連

諮問第948号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田 健太 様

世田谷区長  
保坂 展 人



世田谷区個人情報保護条例第12条及び第18条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問します。

記

「特別区民税業務」、「国民健康保険業務」、「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」、「子育て支援業務」、「児童健全育成業務」、「住宅業務」、「区立小・中学校給食費収納管理業務」及び「地域施設案内業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について  
(Web口座振替受付サービスの導入)

# 諮問第948号

「特別区民税業務」、「国民健康保険業務」、「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」、「子育て支援業務」、「児童健全育成業務」、「住宅業務」、「区立小・中学校給食費収納管理業務」及び「地域施設案内業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について  
(Web口座振替受付サービスの導入)

令和3年12月24日  
財務部納税課  
保健福祉政策部保険料収納課  
保健福祉政策部国保・年金課  
高齢福祉部介護保険課  
保育部保育認定・調整課  
子ども・若者部児童課  
都市整備政策部住宅管理課  
教育総務部学校健康推進課  
地域行政部地域行政課

## 事業の概要

区は、税・保険料・保育料等の口座振替の登録手続きを、オンラインによる手続きのみで完結できるようにするため、Web口座振替受付サービスを委託により導入し、区民サービスの向上と事務処理の効率化を図る。

まず、区民は、パソコンやスマートフォンからインターネット上で委託先事業者が構築したWeb口座振替受付サイト(以下「受付サイト」という。)にて、振替にかかる口座情報の入力を行い、金融機関の受付サイトに遷移して、金融機関からの承認を受ける。金融機関は、承認が完了すると受付サイトあてに口座振替受付結果データを連携する。

次に、各担当所管課は、L G W A N利用系ネットワークで各所管課へ割り振られたID・パスワードにより受付サイトにログインし、受け付けた口座振替受付結果データをダウンロードし、各所管課の保有システムにて登録処理を行う。

## 第1 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

### 1 委託の件名

Web口座振替受付サービスを提供するプラットフォームの運用委託



## 2 委託の内容

受付サイトの構築及び口座振替受付結果データを区へ還元するサービスを提供するプラットフォームの運用委託

## 3 諮問の趣旨

本件は、Web口座振替受付サービス導入にあたって新たに外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

以下の支払いについて、Web口座振替受付サービスを利用する者

- (1) 特別区民税・都民税（納税課）
- (2) 国民健康保険料（保険料収納課）
- (3) 後期高齢者医療保険料（国保・年金課）
- (4) 介護保険料（介護保険課）
- (5) 保育料（保育認定・調整課）
- (6) 学童クラブ利用料（児童課）
- (7) 区営住宅使用料（住宅管理課）
- (8) 学校給食費（学校健康推進課）
- (9) けやきネット施設使用料（地域行政課）

## 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

### (1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの  
なし

- ・委託先が本人から収集するもの

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、金融機関口座情報（金融機関名、店名、口座種別、口座番号、口座名義人、納付義務者との関係）、以下の各業務において必要な項目

特別区民税・都民税：整理番号

国民健康保険料：記号番号、世帯主との関係

後期高齢者保険料：被保険者氏名、被保険者番号

介護保険料：被保険者氏名、被保険者番号

保育料：児童氏名、児童生年月日、児童の在籍施設名称

学童クラブ利用料：児童氏名、児童生年月日、児童番号、新BOP名

区営住宅使用料：なし

学校給食費：喫食者氏名、保護者氏名、学校名、学年又は教職員の区分

けやきネット施設使用料：けやきネット利用者ID、けやきネット団体名

- ・区及び本人以外（金融機関）から委託先へ提供するもの

金融機関受付日時、金融機関口座情報（金融機関名・店名・口座種別・口座番号・

口座名義) 取扱い科目番号

(2) 件数(年間)

9科目合計で、年間約2万件程度を想定

特別区民税・都民税	約2,000件
国民健康保険料	約4,000件
後期高齢者医療保険料	約400件
介護保険料	約450件
保育料	約4,000件
学童クラブ利用料	約3,000件
区営住宅使用料	約100件
学校給食費	約7,200件
けやきネット施設使用料	約570件

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者が運営するWeb口座振替受付サービスサーバ

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有の有無  
なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

回線結合による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無  
あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得している。

(2) 金融機関と接続し口座情報等を取り扱うことから、PCIDSS( )のセキュリティ基準に準拠している。

PCIDSS:クレジット会社の加盟店・決済代行事業者が取り扱うカード会員のクレジットカード情報・取引情報を安全に守るために、JCB、VISA、MasterCardなど国際決済ブランド5社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先事業者に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間  
令和4年4月から継続して行う。

13 委託先（参考）  
ヤマトシステム開発株式会社

## 第2 外部の電子計算機との回線結合について

### 1 回線結合する理由

区は、Web口座振替受付サービスにて登録を行った情報について、委託先事業者の受付サイトにLGWAN利用系ネットワークから各所管課のID及びパスワードでログインし、受け付けた口座データをCSVファイル形式でダウンロードする必要がある。

以上の理由から、区の電子計算機と委託先事業者の受付サイトをLGWAN回線により結合するものである。

### 2 回線結合の相手方

第1の13のとおり

### 3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と委託先事業者の受付サイトを回線結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

第1の4のとおり

### 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

第1の5(1)のとおり

#### (2) 件数

第1の5(2)のとおり

### 6 回線結合の方法

区に設置されている電子計算機と委託先事業者の受付サイトをLGWAN回線で接続する。

### 7 相手方の個人情報の保護管理体制

第1の10のとおり

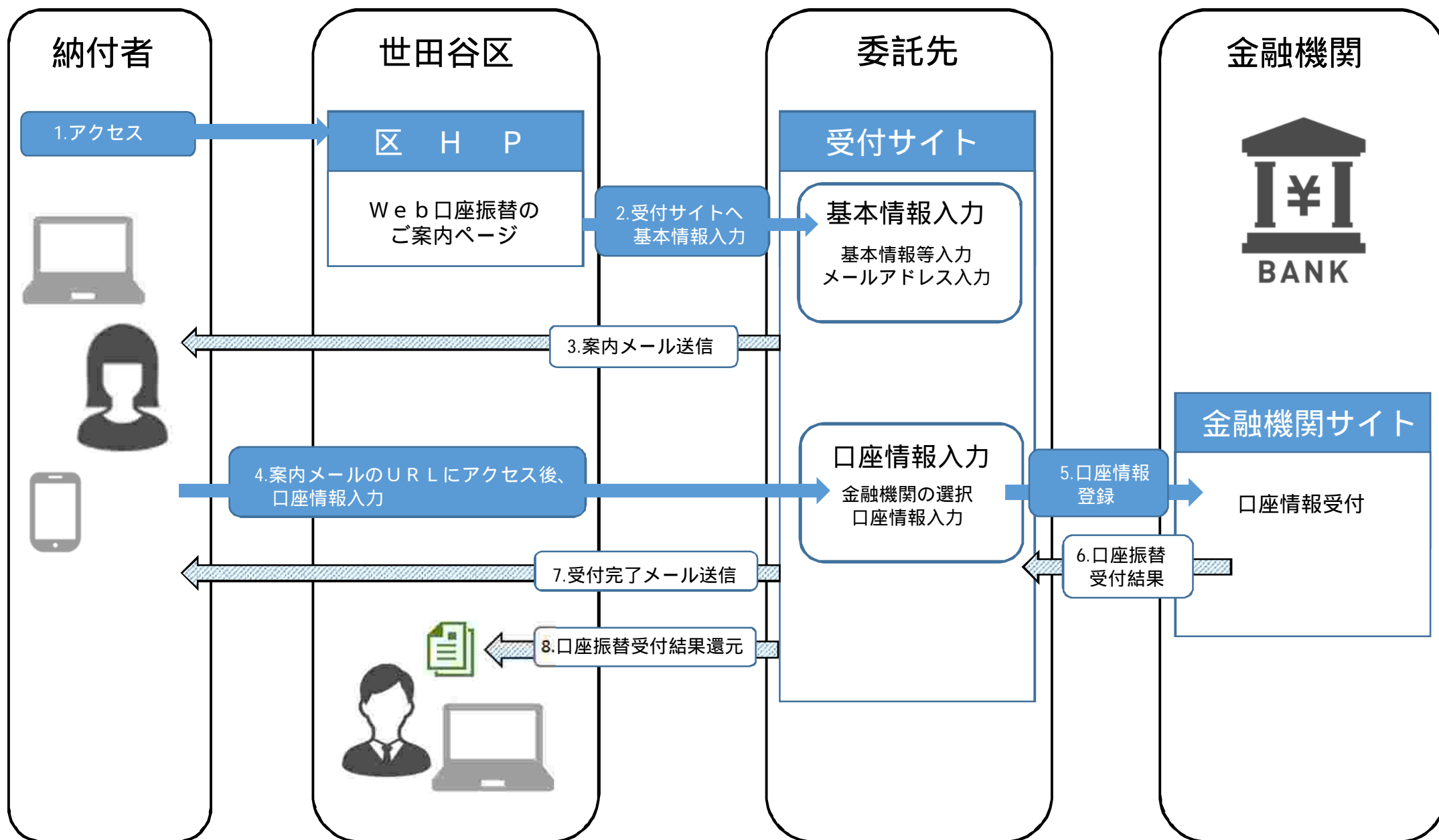
8 区の個人情報の保護管理体制

- ( 1 ) 区の情報セキュリティ対策基準及び各所管課の情報セキュリティ実施手順書を遵守したセキュリティ対策を講じる。
- ( 2 ) 受付サイトの各所管課のID及びパスワードは、使用できる操作者を限定する。

9 回線結合の開始時期及び期間

第1の12のとおり

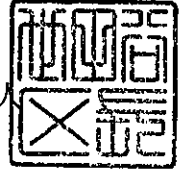
# Web口座振替受付サービスの受付フローイメージ



諮問第949号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田 健太 様

世田谷区長  
保坂 展人



世田谷区個人情報保護条例第12条及び第18条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問します。

記

給与明細等配信サービスの外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機  
との回線結合について  
(給与明細等配信サービスの導入)

# 諮問第949号

給与明細等配信サービスの外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について  
(給与明細等配信サービスの導入)

令和3年12月24日  
総務部人事課

## 《事業の概要》

現在、区長を含む全ての職員(以下「区職員」という。)の給与明細の作成は、外部に印刷事務を委託し区に納品されたもの、又は各所属でプリンターから給与明細を印刷したものを各職員へ配付している。印刷事務委託及び給与明細の配付は、印刷費や輸送費に加え、仕分や配付作業に伴う人件費といった費用が発生している。また、大量の紙を使用することによる環境負荷といった課題があり業務改善の対象となっている。

一方、区では、「自治体DX」の推進に伴い、まずは行政自身から職務をリデザインする推進方針を打ち出している。このことから、給与明細等配付事務について、現在の紙明細の配付方式ではなく、職員が自身のスマートフォンやパソコン等から給与明細等を確認する方式に変更することにより、事務にかかる費用負担の削減や環境負荷を低減し、業務改善を図るものである。

そのため、委託先事業者が提供する、給与明細等配信サービスのサイト(以下「サイト」という。)上で給与明細等が閲覧可能なクラウドサービスを利用する。本サイトは、人事課給与係職員が委託先事業者のクラウドサーバ上に給与明細等のデータをアップロードすることにより、各職員がインターネット経由で自身の給与明細等を閲覧・ダウンロードすることができる。

## 第1 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

### 1 委託の件名

給与明細等配信サービス業務委託

### 2 委託の内容

区は、サイトにおいて職員の初期登録を行う。各職員はサイトより電子交付の同意、パスワードの変更を行うことで、サイト上で給与明細、源泉徴収票の閲覧ができ、PDFとして出力できるようになる。

また、明細レイアウトの調整や給与等支給情報、アカウント情報の適切な管理、

明細閲覧機能等のシステム稼働監視、定期点検保守、障害発生時の調査、復旧作業等の事務を外部委託により実施する。

### 3 諮問の趣旨

本件は、給与明細等配信サービス業務を外部委託することに伴い個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

区職員及びその税法上の被扶養者となる者

### 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

区から委託先へ提供するもの

・初期登録時

氏名、職員番号、初期パスワード

・運用時

住所、給与明細及び給与所得の源泉徴収票の記載に関する情報（基礎情報に関する項目、給料表情報に関する項目、支給情報に関する項目、控除情報に関する項目、共済標準月額情報に関する項目、期末勤勉手当計算基礎情報に関する項目、超過勤務手当等実績情報に関する項目、年末調整情報に関する項目、合計額に関する項目）

委託先が本人から収集するもの

パスワード、メールアドレス（任意）

区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

#### (2) 件数

約195,550件

（内訳）区職員数（13,150人）×（例月給与月数【12回分】+源泉徴収票【1回分】）+賞与支給対象職員（8,200人）×賞与支給回数【6月、12月、3月の3回分】

### 6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者のデータセンター

### 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

### 8 委託先との個人情報の授受の方法

回線結合による



9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無  
あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

委託先事業者が提供するサービスが、以下の要件を遵守している。

- (1) サイトのセキュリティに関し、給与等支給情報のアップロード及び明細閲覧等、全ての通信は暗号化されている。また、ウイルス対策、不正アクセス防止策を講じている。
- (2) サーバの設置場所は国内で、サーバ機器の故障等の対策として、定期的なデータのバックアップ等がなされている。
- (3) 「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加え、個人情報保護に関する社内規程を定めて遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めている。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する「プライバシーマーク制度」に基づく、プライバシーマークを取得していること。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年4月から継続して行う。

13 委託先（参考）

未定

## 第2 外部の電子計算機との回線結合について (人事課からの給与明細データ等を登録)

1 回線結合する理由

給与明細等配信サービスを導入するにあたり、職員基本情報や給与明細データ等の登録の際に、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機の間で回線結合が必要となるため。

2 回線結合の相手方

第1の13のとおり

3 諮問の趣旨

本件は、給与明細等配信サービスを運用するにあたり、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮

問する。

4 対象となる個人の範囲

第1の4のとおり

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

第1の5(1)のとおり

(2) 件数

第1の5(2)のとおり

6 回線結合の方法

区の電子計算機と委託先事業者のデータセンターにある電子計算機を暗号化したインターネット回線により接続する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

第1の10のとおり

8 区の個人情報の保護管理体制

(1) 区の情報セキュリティ対策基準及び人事課の情報セキュリティ実施手順を遵守したセキュリティ対策を講じる。

(2) 人事課にて使用する管理者アカウントは、グローバルIPアドレスを指定し、外部からのアクセスを防ぐ。また、ログインID及びパスワードについても、厳重に管理する。

9 回線結合の開始時期及び期間

第1の12のとおり

**第3 外部の電子計算機との回線結合について**

**(区職員が事務パソコンを使用して給与明細等を確認)**

1 回線結合する理由

職員が区の事務パソコンを使用して、給与明細等配信サービスにアクセスし自身の給与明細等を確認するとともに給与担当者が電子交付未承諾者の給与明細等を印刷するにあたり、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機の間で回線結合が必要となるため。

2 回線結合の相手方

第1の13のとおり

- 3 諮問の趣旨  
第2の3のとおり
- 4 対象となる個人の範囲  
区職員のうち、区の事務パソコンを使用する者及びその税法上の被扶養者となる者
- 5 回線結合する個人情報の項目及び件数
  - (1) 個人情報の項目  
第1の5(1)のとおり
  - (2) 件数  
約39,000件
- 6 回線結合の方法  
第2の6のとおり
- 7 相手方の個人情報の保護管理体制  
第1の10のとおり
- 8 区の個人情報の保護管理体制  
区の情報セキュリティ対策基準及び職員の所属する課の情報セキュリティ実施手順書を遵守したセキュリティ対策を講じる。
- 9 回線結合の開始時期及び期間  
第1の12のとおり

諮問第950号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田 健太 様

世田谷区長  
保坂 展 人



世田谷区個人情報保護条例第12条及び第18条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問します。

記

職員のストレスチェックにおける外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子  
計算機との回線結合について  
(ストレスチェックのWEB回答の実施)

# 諮問第950号

職員のストレスチェックにおける外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について  
(ストレスチェックのWEB回答の実施)

令和3年12月24日  
総務部職員厚生課

## 第1 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

### 1 委託の件名

職員のメンタルヘルス対策事業業務委託

### 2 委託の内容

区は、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職員がメンタル不調になることを未然に防ぐことを目的として、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを外部委託により実施している。来年度より方式を一部見直し、これまでの紙の調査票での回答に加え、区の事務用パソコンや職員自身のスマートフォンから専用WEBサイトへアクセスして回答する方法を職員自身が選択できるように変更する。

専用WEBサイトでの回答を選択した場合、職員はIDとパスワードを入力してログインし、紙の調査票と同じ内容のストレスチェックを実施する。紙の調査票を選択した場合は、一度区を経由して委託先へ回答を提出するが、専用WEBサイトでの回答を導入することにより、回答内容を委託先へ直接提出することができることとなり、提出時の事故の防止と提出の秘匿を担保することができる。また、紙の調査票は、記入漏れがあると結果が作成されない場合もあるが、専用WEBサイトは全項目を回答しないと終了しない仕組みとなっており、より正確な結果が反映されることから、職員の健康管理の向上に資するものである。

この専用WEBサイトへのアクセスにあたり、職員にIDとパスワードを付与する必要があるため、委託先が取り扱う個人情報の項目を追加する。

### 3 諮問の趣旨

本件は、職員のメンタルヘルス対策業務を外部委託する際に取り扱わせる個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第12条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

ストレスチェックの対象となる職員( )

( ) 常勤職員(派遣職員を含む。) 再任用職員(産休・育休・病欠休職等取得中の職員を除く。) 会計年度任用職員(月83時間以上勤務) 特別職非常勤職員

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 新たに追加する個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

・委託先が本人から収集するもの

新たな項目：ID、パスワード、メールアドレス

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

(2) 件数(年間)

約8,500件

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者の施設

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書及び電磁的記録媒体による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得しており、個人情報保護管理に関する個人情報保護方針が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されている。

(2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる保管庫内で保管している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年5月下旬から6月上旬まで

(令和5年度以降も継続して行う。)

- 13 委託先（参考）  
一般社団法人 長谷川メンタルヘルス研究所

## 第2 外部の電子計算機との回線結合について

### 1 回線結合する理由

職員が区の事務用パソコンを用いてストレスチェックの専用WEBサイトへアクセスするにあたり、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者（以下「事業者」という。）の電子計算機を回線結合する必要があるため。

### 2 回線結合の相手方

事業者

### 3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と事業者の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

第1の4のうち、区の事務用パソコンを使用する者

### 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

氏名、生年月日、性別、所属名、職種、職員番号、健康状況、ID、パスワード、メールアドレス

#### (2) 件数

約510件

### 6 回線結合の方法

区の電子計算機と事業者が設置する電子計算機をインターネット回線で接続する。

### 7 相手方の個人情報の保護管理体制

(1) ログイン認証は、IDとパスワードで行う。また、区の電子計算機から事業者のサーバまでの通信は、第三者に解読されることのないよう、通信を暗号化することによってデータを保護している。

(2) 「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加え、個人情報保護に関する社内規程を定めて遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めている。

### 8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び職員の所属する課の情報セキュリティ実施手順

書を遵守したセキュリティ対策を講じる。

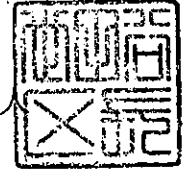
- 9 回線結合の開始時期及び期間  
第1の12のとおり



諮問第951号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

職員の福利厚生業務における外部の電子計算機との回線結合について  
(アップロードによる名簿提供)

# 諮問第951号

職員の福利厚生業務における外部の電子計算機との回線結合について  
(アップロードによる名簿提供)

令和3年12月24日  
総務部職員厚生課

## 1 回線結合する理由

区は職員の元気回復等の福利厚生に関する事業を行っており、事業の実施にあたり、区職員の名簿を世田谷区職員互助会事業の委託先事業者に提供している。

この名簿の提供方法に関して、委託先事業者のWEBサイトにアップロードする方式にすることについて検討した結果、この方式は安全かつ迅速に管理・運用を行うことができるかと判断した。

以上のことから、令和4年4月から、インターネット回線を通じて区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機を回線結合する。

## 2 回線結合の相手方

委託先事業者

## 3 諮問の趣旨

本件は、区職員の名簿提供にあたり、区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

常勤の区職員及び再任用職員並びに一部の会計年度任用職員

## 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

### (1) 個人情報の項目

氏名、生年月日、性別、職員番号、会員番号、旧姓使用の有無、所属名称、所属コード、互助会加入年月日(入庁日)、互助会退会年月日(退庁日)、リフレッシュ助成券付与ポイント数

### (2) 件数

約6,300件

## 6 回線結合の方法

区の電子計算機と委託先事業者の電子計算機をインターネット回線で接続する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

- (1) WAF、IPS/IDS、ファイヤーウォールによって、外部からサイトに対する攻撃を防ぐとともに、区の端末から委託先事業者の端末までの通信は、第三者に解読されることのないよう、暗号化されている。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得しており、適切な情報管理体制が整備されている。

8 区の個人情報の保護管理体制

- (1) 区の情報セキュリティ対策基準及び職員厚生課の情報セキュリティ実施手順を遵守したセキュリティ対策を講じる。また、職員厚生課における外部サービスの利用手順に本業務の項目を定める。
- (2) 委託事業者のWEBサイトのアップロード機能操作者を限定した上で、委託事業者のWEBサイトにログインID及びログインパスワードを設定し、厳重に管理する。

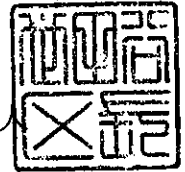
9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年4月1日から継続して行う。

諮問第952号  
令和3年12月17日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

公立学校共済業務における外部の電子計算機との回線結合について  
(公立学校共済組合に係るファイル転送システムの利用)

# 諮問第 9 5 2 号

公立学校共済業務における外部の電子計算機との回線結合について  
(公立学校共済組合に係るファイル転送システムの利用)

令和3年12月24日  
教育政策部学校職員課

## 1 回線結合する理由

現在、教育委員会においては、公立学校共済組合(以下「公立共済」という。)に加入している区立幼稚園職員(50人程度)の掛金・負担金に係る月例報告書、標準報酬月額等情報(以下「報告書」という。)をCD-Rに書き込み、公立共済にレターパックで提出している。

現在の方法は、各自治体の教育委員会でCD-Rに報告書を書き込む作業が必要であり、公立共済でのデータ授受までに1~2日かかるといった課題があることから、公立共済は令和3年11月にインターネット回線を利用したファイル転送システム「SmoothFile」(以下「SmoothFile」という。)を導入し、公立共済に対する報告は本システムを利用することで完結できる運用が始まった。

教育委員会が、SmoothFileを利用することで、公立共済へ正確な情報を迅速に報告できるようになることから、双方の業務の効率化が図られることが期待される。

## 2 回線結合の相手方

公立共済

## 3 諮問の趣旨

本件は、報告書を教育委員会から公立共済へSmoothFileで提出するため区の電子計算機と公立共済の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

公立共済に加入している区立幼稚園職員

## 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

### (1) 個人情報の項目

月例報告書(エクセル)

共通項目

氏名、性別、生年月日、組合員数、組合員証番号、適用年月日、標準報酬月額、

厚生年金組合員保険料額、掛金額（退職等年金、短期、介護）、負担金（厚生年金保険、退職等年金、経過的長期、短期、介護）

共通項目以外の項目

【正規職員】退職等年金負担金

【無給休職者】無給休職期間

【育児休業者】育児休業期間

【産前産後休業者】保険料・掛金免除（予定期間・期間） 出産予定日、出産日

【臨時的任用職員】職種別（産休・育休代替教職員） 任用期間

標準報酬月額等情報（CSV）（すべて共通）

氏名、性別、生年月日、共済組合コード、支部コード、組合員番号、適用年月日、事由発生年月日、処理区分、基礎届種類、従前の適用年月、従前の標準報酬等級・月額（短期・厚生年金保険・退職等年金） 算定基礎月、支払基礎日数、固定的給与、非固定的給与、報酬の総額、平均額、修正平均額、算定コード、改定事由コード、標準報酬等級、月額（短期・厚生年金保険・退職等年金） 保険料・掛金額（短期、介護、厚生年金保険、退職等年金） 期末手当等、標準期末手当等の額（短期、厚生年金保険、退職等）

（2）件数

年間約750件

（内訳）幼稚園職員数（50人程度）×（例月給与月数【12回分】+ 期末勤勉手当支給回数【6月、12月、3月の3回分】）

## 6 回線結合の方法

区に設置されている電子計算機と公立共済の電子計算機をインターネット回線で接続する。

区は、公立共済より送付されるファイルアップロード用メールに記載のURLにインターネットVDIからアクセスし、同メールに記載されるIDと毎回、別メールで送信される任意のパスワードでログイン認証を行い、SmoothFileへログインした後、報告書ファイルをアップロードする。

## 7 相手方の個人情報の保護管理体制

公立共済個人情報保護方針に基づき、個人情報の保護に努める。

## 8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び学校職員課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

## 9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年2月から継続して行う。

個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた取組みに係る  
今後の主なスケジュール（予定）について

1 主旨

本年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、地方自治体に関連する部分については、公布の日から起算して2年を超えない範囲で施行される予定（令和5年春頃）である。

この間、区は、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に国が示した法改正関係資料を提示するとともに、法改正に伴う個人情報保護条例への主な影響整理表等を提示するなど、情報提供に努めてきたところである。

引き続き、今後、国が示すとしているガイドライン等に関する情報の収集に努めるとともに、改正法に基づく区の個人情報保護制度及び情報公開制度等の取扱いについて、審議会の意見を聴取しつつ、検討を進めていくものである。

2 令和3年改正法の主な概要

法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。

3 区の個人情報保護制度等の見直しに向けた今後の取組み

改正法の解釈等詳細について、引き続き、国、東京都、他区などからの情報収集に努めるとともに、この間、区として区民の個人情報保護のために積み重ねてきたことを踏まえて検討を進める。

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年	1月	審議会（勉強会）	
	2月	審議会（諮問）	
	3月	審議会（勉強会）	
	4月	国から改正法の政令・規則の公布及びガイドライン等の公表	
	4月	審議会（小委員会）	
	5月	審議会（小委員会）	
	6月	審議会（答申）	
	7月	政策会議	
	8月	審議会（報告）	以降、適宜報告
	9月	企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（素案））	
	9月	区民意見募集	
令和5年	2月	企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（案））	
	2月	令和5年第1回区議会定例会（個人情報保護条例等改正（案）提案）	
	4月	改正個人情報保護条例等の施行	